

第1章 稲作経営および米市場の動向

李 哉泫（鹿児島大学農学部）

1. はじめに

韓国と日本は、かつてのガット・ウルグアイラウンド農業交渉において、米に集中する価格支持、内外価格差の大きい国内米価といった厄介な問題を抱え、米の市場開放に当たって関税化猶予（最小市場接近、MMA）を受け入れたことは記憶に新しい。またその後のWTO農業交渉においても、日本とともに農業とりわけ稲作の有する多面的機能を主張してきたことも周知のとおりである。このように、これまで両国は、米に関しては、専ら類似した国どうしとして扱われることが多かった。

ところが、WTO農業協定の履行やDDA（ドーハ開発アジェンダ）交渉への対応においては大きく違った方向が見られつつある。韓国がWTO農業協定の履行期間においても米の価格を引き上げてきたことや、再交渉に当たって引き続きMMAを求めていることは、これまで国内の米価を持続的に下げてきており、すでに米に関する関税化を受け入れた日本と比較して、大きく異なる点である。さらに、両国とも、さらなる国内農産物市場開放への対策が続々と打ち出されている中で、韓国の「農業・農村総合対策」には、国内農産物の差別化や直接支払制度の活用を積極的に図っていこうとする姿勢が見られるが、直接支払制度の活用に比較的消極的な日本とはいささか異なるといえる。とりわけ、昨年暮れに関税化猶予に対する協議相手国らの合意を得た直後に、韓国政府が新たに打ち出した「米所得補填直接支払制度」の構想は、今後予想される米価の下落に備え、固定型直接支払いや変動型直接支払いを活用した稲作農家の所得安定対策を明らかにしている点において大変注目に値する。

一方、韓国では、WTO農業協定の履行期間において、国内農産物の市場差別化に力を入れてきた。さらなる農産物市場開放が予定されている中、国際競争力が乏しくかつ内外価格差の大きい国内農産物に対して、品質や安全性を高めることにより、市場差別化を図ることが、安価な輸入農産物に対抗しうる主要な手段であると考えたからである。

韓国は、農産物の市場差別化を図るに当たって、早くから環境保全型農業への取組みを促すべく「親環境農業育成法(1997年)」を制定、その後同法の規定による「親環境農業育成5カ年計画」を実施し、すでに2期目を迎えた。また、消費者に対する国内農産物の認知度を高めるべく、農産物のブランド化を推進してきたが、「商標登録」や「意匠登録」を積極的に支援もしくは勧奨してきたことや、農産物認証制度（「親環境認証」、「品質認証」）

を整備してきたことは、そのブランド⁽¹⁾化を目指して行われた主要な施策である。

こうした国内農産物の市場差別化、ブランド化は、一定の成果をあげつつ、独自の包装デザインや商標をもつ多くのブランド農産物が市場で流通されるようになった。しかも、それらのブランド農産物の多くが何らかの認証を受けている。さらに、農協、生産者団体、農業法人に加え自治体までが認証の申請や商標・意匠登録に積極的に取り組んでおり、国立農産物品質管理院に登録されている農産物ブランド数は、約5,000を数えるほど、農産物ブランド化は勢いを増している。

以上のように、韓国の稻作や米市場を取り巻く環境は大きく変わってきた。とはいえる、さらなる米市場開放に備えたセーフティネットや国内市場における国産米の差別化それが自体が抱えている問題もさることながら、稻作経営の構造調整の遅れは、依然として残されている大きい課題である。これまで韓国は、様々な施策を通じて稻作経営の規模拡大に力を注いできたが、満足しうる成果が得られたとは言いがたい一面がある。さらに、進まぬ構造調整は、米価引下げへの足かせとなっている。さらなる米市場開放が約束された中、韓国の稻作経営が抱えている問題は深刻さを増しているといわざるを得ない。

本稿は、一つに、韓国の稻作農業の実態を把握した上で、二つに、新たに打ち出された米関連施策を紹介し、三つに、近年のブランド米市場の形成過程とその現況を示すほか、四つに、それに対応したRPC（米穀綜合処理場）を中心とした米の生産・販売統合の実態と問題を整理したものである。

2. 稲作を取り巻く環境 －問題の所在－

(1) 米輸入数量の拡大

韓国は、昨年、これまでの最小市場接近に引き続き関税化猶予を望む旨の要望書を提出し、協議参加を名乗った九カ国との二国間または多国間協議の末、これまで同様関税化を猶予することが合意された。その合意内容は、①関税化猶予の延長（05～14年までの10年間）、②輸入義務数量は、2005年225,575t（国内消費量の4.4%）からスタートし、最終年度408,700t（7.96%）へ拡大、③国営貿易の維持、④輸入米の一部（2005年輸入量の10%からスタートし、2010年には、輸入量の30%まで拡大）の市販、⑤輸入数量の一部（205千t）は、特定の輸出国（中国、アメリカ、タイ、オーストラリア）にクォーターとして提供を約束したものであった⁽²⁾。これにより、輸入米の増加やそ

(1) 韓国農産物流通公社のホームページ（<http://www.afmc.co.kr>）には「農産物ブランド展示館」というサイトが設けられている。その中には、ブランドの定義を以下のように記している。「ブランドは製品の顔として、販売者の製品またはサービスを競争相手と差別化するために使用する製品名または象徴物の結合体である。具体的には、商標名、商標の標識、商号、トレードマークによって表現される」

(2) 韓国農林部（2004.12）「報道資料—米再交渉結果の発表」。

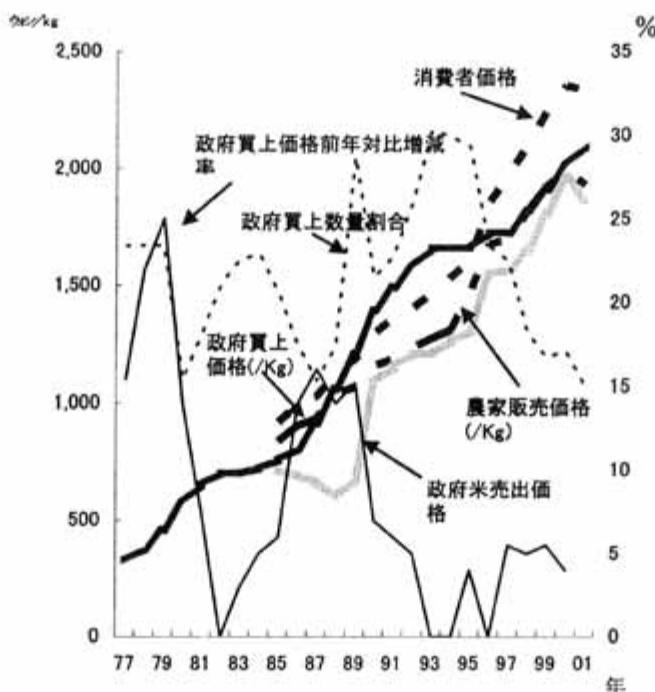
れによる国内米価の下落が確実な状況を迎えることとなったのはいうまでもない。

(2) 高い米価

これまで韓国では、輸入米の増加、政府米買上数量の縮小といった価格下落への誘引があったにも関わらず、国内米価の下落は一度も見られなかった（第1図）。逆に、96年を除けば、WTO農業協定の履行期間中においても、毎年5%程度の政府米価格を引き上げている。韓国(2002年)の政府米買上価格(210円/kg)や消費者価格(234円/kg)を日本の自主流通米価格形成センター（現、全国米穀取引・価格形成センター）の指標価格と比較すると、同年度の平均価格(270円/kg)や最低価格(210円/kg)とさほど変わらない⁽³⁾。さらに、驚くべきは、93年から95年まで30%前後に推移していた政府買上数量割合が97年以降に16%前後へと大幅に減少したにも関わらず、農家販売価格、消費者価格への影響はなく、むしろ上昇し続けていることである。

(3) 米過剰基調の兆し

韓国の米生産量は、1980年代以降、過剰と不足を繰り返しつつも、約550万t前後を



第1図 韓国における米価の推移

資料：韓国農林部「糧政資料」各年度より。

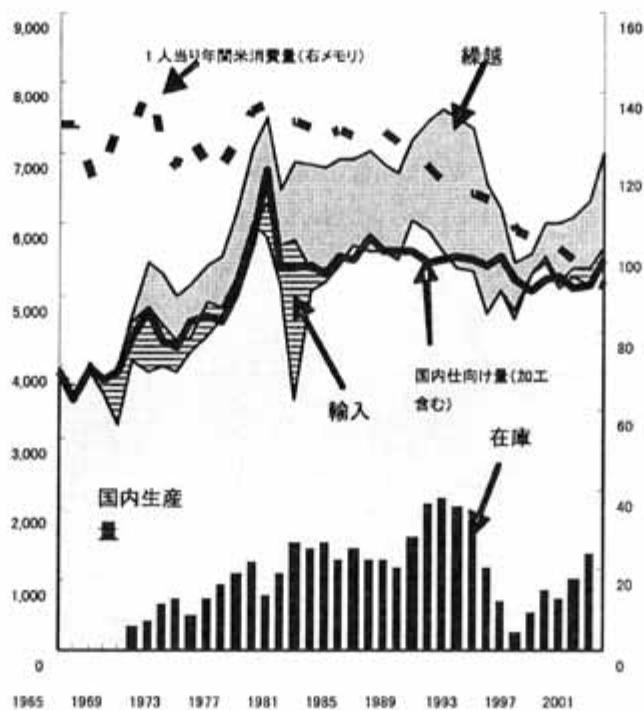
(3) 韓国ウォン対日本円の為替は10:1(10ウォン=1円)となっている。なお、韓国については韓国農林部(2004)『糧政資料』、日本については、米穀取引センターの取引回数別の平均価格を用いた(財團法人全国米穀取引・価格形成センター(<http://www.komekakakucenter.jp/>)の入札結果より)。

維持してきた(第2図)。1990年代半ばから急激な生産量減少が一時的に見られたものの、近年には安定を取り戻すようになり、2000年以降においては、微増傾向にある。ところが、これまで減少し続けてきた米の消費量は、やがて1998年に100kg/一人一年を下回った後に、現在まで91kg/一人一年へと減少した。このような米消費量の減少は、生産量に大きな変化がないにもかかわらず、供給過剰現象をもたらすことにより、米の在庫量(2002年)は130万tへと膨らんだ。なお、韓国内に供給される米には、MMAによる輸入義務数量の15万4千tの輸入米が含まれている。

このような米生産量の増加に対する国内消費量の著しい減少に加え、輸入米の増加が確実になったために、今後の韓国の米需給は恒常的な過剰基調にさしかかったという観測の下で、米に関する生産調整が実施されるにいたった。

(4) 進まぬ構造調整

まず、韓国農業と日本農業を比較した時に、次の数値から大きな相違点が読み取れる。韓国は、専業農家割合64.3%、農家所得に占める農業所得の割合39.3%、経営耕地面積3ha以上の稻作農家割合6.1%、65歳以上の農業就業人口の割合51.0%、水田借地面積割



第2図 韓国の米需給推移

単位:千t(左), t(右, 在庫), kg(右, 消費量)

資料: 第1図と同じ。

合 43.6%である。すなわち、稲作農家の多くは高齢専業農家であるために、農業所得への依存度が高く、賃貸借を中心とする農地の流動化が著しく進んではいるものの、大規模経営の存在が極めて薄いということである。さらに、経営規模階層間の生産費格差がほとんど見られないことも見逃せない。

1) 経営面積規模別の稲作農家数

現在(2000年)、韓国には100万戸余の米(収穫)農家があり、これらの農家は955,000ha(米収穫面積)の水田を耕している。稲作農家を経営面積規模別に見ると、稲作農家の約73%が1ha未満層となっていることに対して、3ha以上層の農家は3.8%に過ぎない。しかも、5ha以上層の比較的規模の大きい農家が稲作農家数に占める割合は1%にも満たない。また、経営主の年齢が60歳以上農家を高齢農家として捉え、その農家数割合を見ると、稲作農家の52.1%において経営主の年齢が60歳以上であることがわかる。

一方、韓国は、専業農家率が日本に比して極めて高いことが第1表から確認できよう。第1表によると稲作農家の67.0%が専業農家であるが、これらの専業農家の71.2%が米収穫面積1ha未満層であることが注目される。ただし、米収穫面積規模が大きくなるにつれ、次第に専業農家のシェアが高まっている。

以上のような事実を合わせ見ると、韓国には、多くの高齢専業農家が1ha未満の零細規模階層に堆積しており、大規模稲作経営の存在は極めて薄いことがいえよう。

第1表 稲収穫面積規模階層から見た稲作農家の実態

農家種類別 農家数及び割合 収穫面積規模別	農家数合計 A (戸)	専業農家				経営主年齢					
		1) % B (戸) 1) (%) B/A (%)	60歳以上 C (戸) 1) (%) C/A (%)	70歳以上 D (戸) 1) (%) D/A (%)	C/A (%) D/C (%)	70歳以上 D (戸) 1) (%) D/A (%)	D/C (%)				
合計	1,077,642	100.0	721,759	100.0	67.0	561,214	100.0	52.1	169,774	15.8	30.3
0.3ha未満	230,102	21.4	143,192	19.8	62.2	134,626	24.0	58.5	54,732	23.8	40.7
0.3-0.5	226,782	21.0	146,317	20.3	64.5	128,111	22.8	56.5	43,992	19.4	34.3
0.5-1.0	329,176	30.5	224,727	31.1	68.3	180,347	32.1	54.8	49,705	15.1	27.6
1.0-2.0	201,361	18.7	142,376	19.7	70.7	93,196	16.6	46.3	17,873	8.9	19.2
2.0-3.0	49,543	4.6	35,300	4.9	71.3	16,324	2.9	32.9	2,301	4.6	14.1
3.0-5.0	29,221	2.7	21,150	2.9	72.4	6,767	1.2	23.2	907	3.1	13.4
5.0-7.0	7,064	0.7	5,301	0.7	75.0	1,198	0.2	17.0	177	2.5	14.8
7.0-10.0	3,029	0.3	2,328	0.3	76.9	424	0.1	14.0	53	1.7	12.5
10.0ha以上	1,364	0.1	1,068	0.1	78.3	221	0.0	16.2	34	2.5	15.4
収穫面積合計	995,203	-	696,201	70.0	-	423,355	-	43	100,271	10	24

資料:韓国農林部『2000年農業総調査(センサス)』より。

注:1) 縦の合計を100とした割合である。

2) 零細な借地農家の存在

韓国の稲作の中で、最も注目されるのが全体水田面積の5割弱に及ぶ水田借地面積である。ところが借地面積割合以上に借地農家割合も高く、稲作農家の72.3%が借地農家とな

っている。このように、借地を求める農家が多いということは、借地をめぐる農家間の競合によって高い地代が形成されていることを意味する。

現在(2000年)、韓国の耕地面積合計に占める借地面積の割合は43.6%となっており、過去10年間において、3万5千haが借地として増加したことを示している(第2表)。なお、借地のうち、農家所有面積と非農家所有面積の占める割合を各々について見ると、前者が21.1%、後者が69.1%であって、圧倒的に非農家所有の借地が多いことがわかる。

日本と相対化して見れば、借地面積率の43.6%は大変驚くべき数値であるが、借地農家割合の72.3%はさらに目を疑うほど高い。

そこで、稲作経営の場合に、どのような経営階層に借地農家が存在しているのかを確認したのが第3表である。同表によると、所有面積のみで稲作経営を営んでいる農家は63.1%であり、水田借地経営を行っている稲作農家は36.9%である。ところが、これらの借地農家には水田経営耕地の1ha未満農家(22.4%)にも見られるほか、1~2ha層の農家のうち、53.8%が水田を借りていることがわかる。つまり、3ha以上層において相対的に高い

第2表 借地面積および借地農家の推移(1990~2000年)

	90	92	93	94	95	96	97	98	99	00
耕地面積(千ha) A	2,109	2,070	2,055	2,033	1,985	1,945	1,924	1,910	1,899	1,889
借地面積(千ha) B	789	770	810	838	838	836	837	789	822	824
借地割合(%) B/A	37.4	37.2	39.4	41.2	42.2	43	43.5	41.3	43.3	43.6
所有者別 借地面積 (千ha)	農家所有面積 C	243	223	199	196	223	212	212	155	165
	C/B (%)	30.8	29.0	24.6	23.4	26.6	25.4	25.3	19.6	20.1
	非農家所有面積 D	456	464	538	564	546	554	552	555	570
	D/B (%)	57.8	60.3	66.4	67.3	65.2	66.3	65.9	70.3	69.3
	国公有地	34	32	33	34	26	27	29	31	35
	その他	56	51	40	44	43	43	44	48	52
借地農家割合 (%)	69.4	67.9	68.1	70.1	71.3	72.4	72.4	68.4	72.6	72.3

資料：韓国農村経済研究院(2004.11)「農地制度改編の方向と推進方案」。

注：韓国農林部『農家経済調査』の標本農家調査結果から農林部農地管理課が推計したものである。

第3表 稲作経営面積規模別水田保有形態(1995年)⁽⁴⁾

	合計 (戸)	所有水田割合別(%)			借地面積(%)	
		100% 所有	50-99%	1-50%	有り農家率	100% 借入
合計	1,203,282	63.1	14.3	12.0	36.9	10.8
0.5ha未満	502,790	77.6	4.6	3.2	22.4	13.2
0.5-1.0	376,183	62.6	16.5	11.9	37.4	9.8
1.0-2.0	236,069	46.2	26.3	21.4	53.8	8.0
2.0-3.0	54,666	31.7	29.2	32.8	68.3	8.0
3.0-5.0	25,761	21.3	27.0	43.1	78.7	10.1
5ha以上	7,813	13.0	19.4	56.5	87.0	13.9

資料：韓国農林部「1995年農業総調査」。

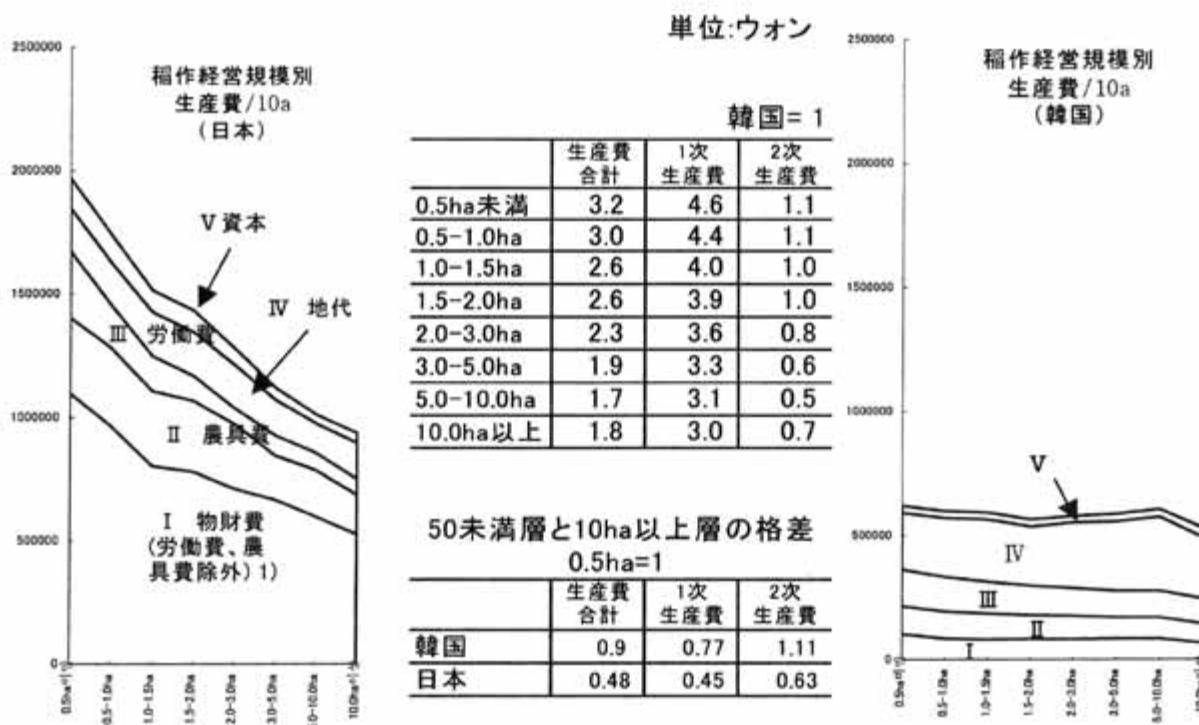
(4) 2000年センサスには、第3表に示したような水田の保有形態別の農家数が確認できないために、やむを得ず1995年センサスを用いた。

借地農家割合が確認できるものの、水田借地はどの階層にも広く見られているのである。

要するに、第2表と第3表は、韓国では、借地面積割合から見て、農地の流動化が激しく進んでいるものの、比較的零細な経営規模の稲作農家が借地農家となっている実態からして、特定の農家とりわけ大規模農家に集積されにくい構図となっていることを裏付けている。

3) 経営規模階層間の生産費格差

生産費調査により、稲作農家が支払っている地代を確認すると、平均25万5千ウォン/10aとなっており、これは生産費合計の約43%に該当するほど高い。しかも、規模が大きいほど10a当たり支払い地代は高くなっています。経営規模階層間の生産費格差はほとんど見られない。韓国の稲作生産費調査によると、稲作経営規模0.5~1.0ha層の支払い地代が239千ウォン/10aであることに対して、10ha以上層の支払い地代は247千ウォン/10aとなっている。なお、0.5~1.0ha層の生産費合計(599,359ウォン/10a)を1とした場合に、10ha以上層の生産費(533,038ウォン/10a)は0.9となっている。



第2図 日韓の米生産費(2003年、10a当たり)比較

資料：韓国農林部(2003)「米生産費調査」および農林水産省(2003)「米および麦類の生産費」。

注：1) 物財費から農具費を除いており、一部の項目(生産管理費)は韓国の生産費調査には見当たらないために、直接比較することは困難である。なお、2次生産費に自己資本利子や自作地地代は含まれていない。

4) 稲作における農作業委託

稲作部門において、零細高齢農家が大量に滞留している背景には、稲作農家に見る高い委託農家割合が働いている。農作業委託は、零細高齢農家が農業機械を持たず、営農を継続しうるので重要である。韓国の稲作基幹作業別の委託農家割合を見ると、耕うん作業が 59.8%、田植え作業が 59.6%、収穫作業が 81.5%である（第 4 表）。なお、いずれの作業においても委託農家の 9 割以上が全ての面積を委託していることから、機械を持っていない農家が農作業遂行を外部に依存していることが推測できる。なお、経営規模面積が大きくなるにつれ、委託農家割合が著しく低くなっている。ほとんどの委託農家が比較的規模の小さい農家である。

第 4 表 稲作経営面積規模別の農作業委託農家割合

（単位：%）

	耕うん		田植え		防除		収穫	
	合計	うち、全部	計	うち、全部	計	うち、全部	計	うち、全部
合計	59.8	91.6	59.6	91.3	29.9	85.2	81.5	94.2
0.1ha未満	72.1	92.7	74.3	91.1	46.1	88.1	81.9	93.6
0.1-0.2	74.7	93.1	79.9	91.6	46.6	87.1	87.6	94.1
0.2-0.3	73.3	92.7	79.8	91.5	43.3	86.5	89.2	94.1
0.3-0.5	68.7	92.3	74.8	91.4	38.1	85.7	88.2	94.0
0.5-0.7	63.1	91.5	66.4	91.5	31.4	85.1	86.0	94.2
0.7-1.0	58.0	90.7	55.5	91.5	25.2	84.4	83.4	94.3
1.0-1.5	51.4	90.0	42.0	91.2	18.3	82.8	79.2	95.3
1.5-2.0	42.9	89.1	29.9	89.7	13.3	80.5	71.1	94.4
2.0-2.5	35.7	89.7	22.4	89.1	9.6	77.9	63.6	94.6
2.5-3.0	28.7	88.3	17.7	86.3	8.3	74.2	54.8	94.6
3.0-5.0	18.7	89.4	13.0	85.2	5.6	69.8	41.6	94.8
5.0-7.0	9.5	87.8	8.7	82.8	3.4	62.6	26.0	94.8
7.0-10.0	7.1	84.3	7.7	75.7	3.0	69.6	20.5	95.0
10.0ha以上	5.5	82.9	6.0	68.7	4.2	54.4	15.0	92.7

資料: 第 1 表と同じ。

（5）稲作経営規模拡大のための諸施策

韓国は、ウルグアイ・ラウンドの妥結時に、米市場開放を余儀なくされた。米に関しては、幸いに、途上国地位を獲得したうえ、関税化猶予の特例措置として最小市場接近により最小限の米の輸入に留まることになった。しかしながら、この特例措置の継続如何や輸入数量の拡大に関しては 10 年後(2004 年)に再交渉を行うという約束が条件としてついていた。こうした事情の下で、WTO 農業協定履行期間において、AMS (Aggregate Measurement of Support, 助成合計量) 削減に対応した米の価格支持の大幅な縮小とともに、さらなる米市場開放に備えた内外価格差の縮小のための構造調整が急がれた。

韓国政府は、こうした認識の下、土地利用型農業の構造調整の方向を経営規模拡大に求めた。そこで、一定規模以上の意欲のある農家を対象に、農地の購入資金または円滑な借

地拡大を支援するいくつもの事業が実施されてきた（第5表および第6表）⁽⁵⁾。しかしながら、すでに述べたとおりに、その成果は乏しく、大規模農家の厚い層を形成するには至っていない。

3. 新たな米政策

（1）米産業総合対策に見る米対策

韓国は、以上のような米問題を解決すべく、新たな米対策を打ち出したが、「米産業総合対策（2004年）」がそれである（第3図）。なお、その骨子は以下の三つに集約できる。

第5表 営農規模化（経営規模拡大）事業の時期別変遷と特徴

	農地購入資金支援 (1988~1990)	農家経営規模適正化事業(91~04)	営農規模化事業		
			第1期(95~97)	第2期(98~02)	第3期(03~)
目的	・不在地主と賃貸借の根絶 ・中農層の安定的育成	・競争力を備えうる大規模農家を重点的に支援	・稲作専業農の経営規模拡大 ・大規模かつ稲作へ特化した家族経営の育成	・稲作専業農の経営規模拡大 ・経営移譲を通じた農地流動化促進	・稲作専業農の経営規模拡大 ・事業窓口の一元化
背景	・農地投機の深化 ・借地経営の弊害拡大	・中農層の縮小 ・国際化・市場開放	・農漁村発展総合対策の一環として稲作専業農10万戸育成	・農業者の高齢化、後継者不足	・支援の効率問題や行政費用が問われる
内容	・農協による農地購入資金支援(88年まで) から農漁村振興公社へ事業移管(90年から)	・売買、賃貸借、交換分合事業推進 ・93年から農地購入資金支援事業を売買事業と統合	・稲作専業農育成策の一環として推進 ・農業機械購入資金の支援	・経営規模拡大のための直接支払い制導入 ・農業機械に対する補助中断	・稲作専業農の支援と営農規模化事業の統合
特徴	・単なる資金支援的な融資事業	・米以外の作物にも資金支援	・農地売買事業を中心 ・稲作農家からの高い評価	・賃貸借の比重拡大 ・稲作専業農の支援弱化	・稲作専業農への支援が営農規模化事業に一本化

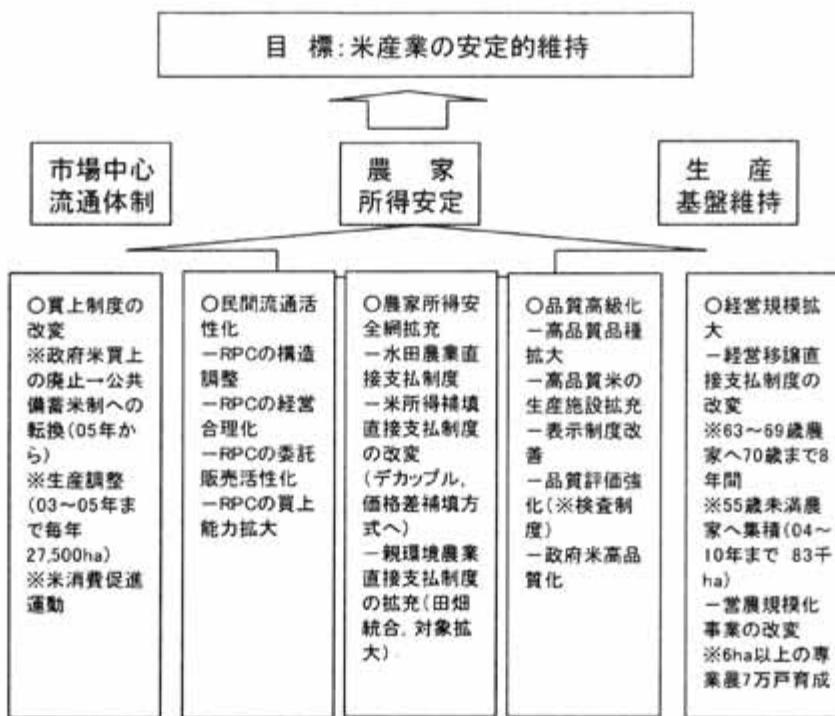
資料：韓国農林部「農林事業指針書」、農業基盤公社「営農規模化事業2003年こう変わる」。

第6表 営農規模化関連諸事業の成果

	農地売買	農地購入資金	農地賃貸借	交換・分合	合計
事業年度	90~02年	88~93年	91~02年	91~02年	88年~02年
予算(百万ウォン)	2,798,661	690,000	836,938	61,844	4,387,443
件数(戸) A	97,678	78,082	52,367	12,610	240,737
面積(ha) B	50,790	31,317	44,869	1,459	128,435
B/A (ha)	0.5	0.4	0.9	0.1	0.5
金額(百万ウォン) C	2,798,627	655,415	834,915	52,068	4,341,025
C/B (百万ウォン)	55.1	20.9	18.6	35.7	33.8

資料：韓国農林部（2003）「農林業主要統計」、p149。

(5) 韓国の構造改善政策のうち、経営規模拡大を意図する諸施策の一連の展開過程とその成果については、深川氏の著作に詳しく述べられている。深川博史（2002）『市場開放下の韓国農業—農地問題と環境農業への取り組み』九州大学出版会。



第3図 米産業総合対策の概要図

資料:韓国農林部(2004)「米生産総合対策」。

第一に、米に関する政府買上制度を廃止し、米の価格形成を市場機能に委ねるということである。ただし、政府による米の買上は2005年より公共備蓄米(約50万t)に限定して行うと同時に、生産調整を通じた需給調整は、政府の価格調整機能の一部として維持するという。

第二に、輸入数量の拡大や政府米買上制度の廃止によって予想される米価の下落が稲作農家に与える衝撃を緩和すべく、(後に詳述する)直接支払いを活用した所得補償を積極的に実施することである。

第三に、国内の稲作生産基盤を強化するに当たっては、米の生産と販売を統合した産地組織として米穀綜合処理場(RPC)の機能を生かした上、すでに形成されつつあるブランド米市場⁽⁶⁾における国産米の差別化を図るほか、充分な競争力を持たないコストおよび品質競争力を確保するために諸施策(大規模農家への農地集積、品種改良など)を施すと

(6) 韓国では、商標および意匠登録による農産物のブランド化に勢いがついており、これに親環境認証や品質認証といった認証制度が農産物市場差別化に弾みをつけている。なお、1,000以上を数える米ブランドのほとんどが米穀綜合処理場(RPC)によって登録されている。

なお、RPCの数は、下表に示すとおりである。

	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	合計
農協	2	30	31	45	22	17	18	25	4	5	1	200
民間			17	21	17	18	15	23	7	7	3	128
合計	2	30	48	66	39	35	33	48	11	12	4	328

資料: 第1図に同じ。

いうことである。

(2) 米関連の直接支払制度統合と新たな「米所得補填直接支払制度」

1) これまでの直接支払制度

韓国では、「親環境農業直接支払制度」の導入をきっかけに、WTO の許容補助を狙った多様な直接支払制度が実施されている。2004 年現在、実施が確認される直接支払制度は、(i) 「経営移譲直接支払制度」、(ii) 「親環境農業直接支払制度」、(iii) 「水田農業直接支払制度」、(iv) 「米所得補填直接支払制度」、(v) 「生産調整」、(vi) 「親環境畜産直接支払制度」、(vii) 「条件不利地域直接支払制度」の七つである。これらのうち、米または稻作に関連する直接支払制度は、(i) ~ (v)までの五つであり、(vi) と (vii) はモデル事業として実施されている。なお、2007 年には「景観保全直接支払制度」が新たなモデル事業として実施が予定されている。ここでは、米または稻作に関連する五つの直接支払制度の概要とともにこれまでの支給実績について示した（第 7 表）。

(i) 経営移譲直接支払制度

「経営移譲直接支払制度（1997 年～）」は、高齢農家のリタイアに当たって所得の安定化を図る一方、当該農家が手放す農地を担い手たる農家へ集積させ、経営規模拡大を促すことを目的に実施されている制度である。支給対象は経営主の年齢が 63 歳以上 72 歳未満の稻作農家であるが、支給方法は、売渡しか貸付かによって異なる。

一方、高齢農家から農地を買入れまたは借入れる農家は、経営主の年齢が 55 歳未満かつ経営面積 2ha 以上の農家に限られる。

これまで同制度の対象となった農地の面積は 38,835ha であり、高齢リタイア農家に支給された金額は約 1,800 億ウォンである。なお、同制度は 2010 年に終了を予定している。

(ii) 親環境農業直接支払制度

「親環境農業直接支払制度（1999 年～）」は、韓国が環境関連支払いとして最初に導入した直接支払制度である。この制度の実施目的には「親環境農業実践農家の所得減少および公益追求に対する補償」が必要であり、「安全な農産物の生産を奨励することにより、農村環境を保全するため」とある。この制度により支給を受ける農家は、「親環境農業育成法」や「農産物品質管理法」に基づく親環境認証を有する農家に限られるほか、一農家が 5ha（上限面積）を超える面積については申請を受け付けないこととなっている。さらに、栽培管理や土壌管理については、親環境農業育成法の規定による様々な義務を果たす必要があり、栽培期間中においては国立品質管理院の定期的な点検を受けることとなっている。

親環境農業直接支払制度は、一度申請が認められれば三年間継続して支給を受けることができる。環境保全型農業に転換してから一定期間は所得の減少が予想されるために、そ

の間の所得減少を補うという考え方に基づいて設計された制度であるからである。なお、同様な理由により、支給額については、慣行栽培農家と親環境実践農家との所得差を試算した結果によって定められたという。ちなみに、支給は面積に応じて行われるが、認証の種類（「有機」、「転換期有機」、「無農薬」、「低農薬」）によって支払い額が異なる。

これまで（99～04年）の支給実績を見ると、50,651haの対象面積に総額28,676百万ウォンが支払われた。ところで、この実績には、畑のみが対象となっているが、親環境農業直接支払制度は、当初、地目を問わず実施されていたが、2003年度より水田を対象から切り離した上で、次に見る水田農業直接支払制度に統合することになった。

（iii）水田農業直接支払制度

「水田農業直接支払制度（2001年～）」は、文字どおり水田のみを対象に行われている制度である。実施開始三年前から水田として利用されたいずれの農地も申請が可能であった。当初（2001年），同制度は、水田の有する多面的機能を保つほか、より多くの稻作農家に新環境農業への取組みを促すことが実施目的であった。したがって、支給を受ける農家には水田の形状や公益的機能を維持すること、環境保全型農業に取り組むことが義務づけられた。ところが、そのほかにも、地域の環境維持・造成に関するマウル（集落）協定をも支給に当たっての義務として加わっている。クロス・コンプライアンスを意識した制度設計であることが窺われる点である。ちなみに、同制度には4haの支給上限面積が設けられている。

同制度による補償金の支給は、申請面積に応じて行われている。当初、支給額の算定は、土地利用が水田に縛られることによって失われる機会費用を補償するという考え方の下で、畑作と稻作の所得差を試算し、その一部を支給額として定めたという。ちなみに、初年度の支給額は、20～25万ウォン/10aであったが、その後、幾度も引上げることにより、現在は、43～53万ウォン/10aとなっている。なお、支給額は農業振興地域内と農業振興地域外に差額を設けている。

一方、水田農業直接支払制度にはインセンティブ型支払いがある。すなわち、水田農業直接支払制度の支払い対象農地のうち、親環境認証を受けている農地については、一定の金額を上乗せするということである。インセンティブ型支払いは、上述したとおり、親環境農業直接支払制度から水田を切り離し、水田農業直接支払制度に統合したことによって成立した。

実施開始から2004年までの実績を見ると、955千haの水田が支給を受けており、今年（2005年）の単価で示すと4,900億ウォンが支給されることになっている。また、これら水田のうち、インセンティブ型支払いは、4,489haの面積を対象に約8億ウォンが支払われる予定である。ちなみに、水田農業直接支払制度については、生産中立的な固定型支払制度に転換させる調整を図っており、2002年以降の新たな申請は受け付けていない。同制度によって直接支払いを受けている面積が、韓国の水田面積（2001年、1,146千ha）に占める割合は約83%強である。なお、支給額の532千ウォン/haは、ha当たりの稻作所得の約

10%程度となっている。

(iv) 米所得補填直接支払制度

「米所得補填直接支払制度（2002年）」は、予想される米価の下落により、稲作農家が受ける所得減少の衝撃を緩和すべく、価格下落分の一定割合を直接支払によって補填することを目的に実施してきた。実施年度において稲を栽培している農家があらかじめ用意されているプログラムを前提に政府と契約を交わすことにより、面積に応じて補填金が支払われる仕組みとなっている。なお、上限面積は設けておらず、契約または支給対象は、農地の所有者ではなく農業生産法人を含む現行の耕作者となっていることから、借地については当該農地の借地人が支給を受ける仕組みとなっている。

同制度が2004年までに提示したプログラムは、過去三年間の収穫期産地米価の平均価格（過去五年間のうち三カ年の平均）を補填基準価格（目標価格）として設定した上、当該年度の米価が基準価格を下回った場合に、その下落分の80%をあらかじめ契約している農家に支給する仕組みとなっている。すなわち、補填額の算定式は、 $\{(\text{補填基準価格} - \text{当該年度価格}) \times 80\% \times \text{基準反収} \times \text{契約面積}\}$ となる。ちなみに、2004年の基準価格は、154,102ウォン/80kgであり、基準反収は5,030kg/haであった。

これまで（2003年）に政府の上述のプログラムに加入した農家の詳細を第7表に示した。過去2年間において農家数から見て加入率は17%前後であるほか、経営面積2ha以上層の農家において相対的に加入率が高くなっていることがわかる。また、最も恩恵を受けると想定されている大規模農家とりわけ5ha以上層が16%の少ない加入率を示していることが注目される（第8表）。

いずれにせよ、制度は存在しているものの、加入農家数が比較的少ないほか、韓国では2004年まで想定していた米価の下落はなかったために、同制度による補填金を支払った実績はない。さらに、同制度は今後大幅な制度改革を予定しているが、次節に詳しく述べる。

(v) 生産調整

韓国は、2003年より米の生産調整を実施している。ただし、生産調整は直接支払いの範疇に属するものの、代表的な青の政策としていつまで維持できるかが不確実である。そのために、一応2005年までに終了することが計画されている。韓国の米市場は、これまで500万t前後の米生産量を維持してきており、90年代を通して過剰と不足を繰り返しながらも、ある程度需給の均衡がとれた形で推移してきた。ところが、最近は、国民一人当たり米消費量が激減する中で、過剰基調を迎えることとなった。このような判断の下で、生産調整の実施に踏み切った。同制度の実施目的には「効果的な生産縮小を通じて米の需給安定を図る」と同時に「2004年のWTO米再交渉に備えた施策」と記されている。米の価格に対する数量調整の可能性を残しておきたいという政府の意図を窺わせる制度であるといえよう。

生産調整は、当面27,000haの稲作付面積の縮小を目的に、2003年より向こう三年間稲

第8表 米所得補填直接支払制度への加入農家現況(2003年)

A. 加入農家数および契約面積						(単位:戸, %, ha)	
年度	加入農家	加入対象農家	加入比率	申請面積	契約面積		
2002	171,329	1,040,085	16.5	196,398	161,463		
2003	167,901	966,173	17.4	194,747	159,863		
B. 経営面積規模別の加入農家数および加入率						(単位:戸, %, ha)	
	0.1~0.5	0.5~1.0	1.0~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5.0~ha	合計
加入農家数	44,286	51,714	48,187	15,491	6,192	2,031	167,901
対象農家数	409,445	289,753	181,100	44,590	28,774	12,511	966,173
加入率	10.8	17.8	26.6	34.7	21.5	16.2	17.4
申請面積合計	14,357	37,833	68,092	36,749	22,985	14,731	194,747
申請面積割合	7.4	19.4	35	18.9	11.8	7.6	100
割合 ¹⁾	26.4	30.8	28.7	9.2	3.7	1.2	100
割合 ²⁾	11	18	27	35	22	16	17
平均加入面積	0.32	0.73	1.41	2.37	3.71	7.25	1.16

資料：韓国農村経済研究院（2004）『中長期直接支払い拡充方案研究』C2004-6、152、153頁、付表6-2

および6-3をそのまま引用したものである。

注：1)加入農家数合計に占める割合。

2)各々の階層における対象農家数に占める割合。

を作付けしないことを約束する農家に対して、300万ウォン/haを支給する仕組みとなっている。

(3) 直接支払制度の拡大への意志

2001年において農林予算の3.2%を占めるに過ぎなかった直接支払い関連の予算額は、2005年には10.8%へと拡大された。しかし、韓国農林部の資料⁽⁷⁾によると、この直接支払いの農林予算に占める割合が、アメリカ(36%)やEU(70%)、そして日本(13%)に比して、微々たる水準であることを記している。このような認識の下で、「農業・農村総合対策(2004年)」においては、直接支払制度を主要な政策手段として活用することを宣言しており、同対策に示された119兆ウォンの執行計画を見ると、直接支払い比重を漸次拡大していく、10年後(2013年)には農林予算の23%を直接支払制度に充てるという構想を打ち出している(第9表)。

一方、同対策は「直接支払い制度細部推進計画⁽⁸⁾」を別途提出しているが、その中には、一つに、2003年に水田農業直接支払制度にインセンティブ型支払い方式として運用していた水田の新環境直接支払制度を再び新環境農業直接支払制度に統合する。二つに、米所得補填直接支払制度は、従来の水田農業直接支払制度を固定型支払いとして組み入れる。三

(7) 韓国農林部(2004)『直接支払い制の現況』。

(8) 韓国農林部構造政策課(2004.9)『農業・農村総合対策直接支払い制度細部推進計画』。

第9表 「農業・農村総合対策（2004年）における分野別予算計画

(単位：百億ウォン、%)

分野別	03年度	%	08年度	%	13年度	%
農業体質強化・競争力向上	191	24.8	311	28.5	479	32.2
農家所得・経営安定	159	20.7	285	26.2	447	30.0
※うち、直接支払い事業	72	9.4	247	22.6	341	22.9
農村福祉および地域開発	66	8.6	157	14.4	256	17.2
農産物流通革新	52	6.7	102	9.3	95	6.4
森林資源育成	50	6.5	66	6.0	81	5.4
農業生産基盤整備	251	32.6	171	15.7	132	8.8
合計	771	100.0	1,095	100.0	1,489	100.0

資料：韓国農林部「農業・農村総合対策」2004。

つに、新たに「条件不利地域直接支払制度(04～05年)」、「親環境畜産農業直接支払制度(04～05年)」、「景観保全直接支払制度(07～08年)」を実施するといった構想が示されている。なお、2005年現在、すでにモデル事業として実施されている前二者については第7表からその仕組みと内容が確認できる。

(4) 新たな「米所得補填直接支払制度」

韓国は、2004年暮れ、米の関税化猶予が協議国との間に合意されるやいなや、新たな「米所得補填直接支払制度」に関する政府試案を打ち出した。ただし、同制度の具体的な実施内容はいまだ明確になっていないことに注意が必要である。ここでは、2005年4月時点国会に提出されている「米所得補填基金の設置運用に関する法律(案)」や、農林部が提示している「米(再)交渉に伴う国内対策」に基づいて、新たに実施が予定されている「米所得補填直接支払制度」の大まかな内容について整理した。

1) 改正(案)のポイント

この法律改正案のポイントたるものとしては、(i) 現行の「水田農業直接支払制度」、「米所得補填直接支払制度」という二つの米関連直接支払制度の統合、(ii) 政府が用意する所得補填プログラムに加入した農家に課されていた掛け金をなくした上、政府の基金のみによって同制度を運用、(iii) 従来の水田農業直接支払制度に設けられていた上限面積の撤廃、(iv) 水田農業直接支払制度を生産中立的性格へと変更といった四点である。ただ、現在水田農業直接支払制度の中で、インセンティブ型支払い方式として活用されている水田部門の親環境農業直接支払制度の取扱いについては、具体的な記述がないことから、「農業・農村総合対策」が示す構想どおりに、親環境農業直接支払制度に再び統合されることが推測できる。なお、目標価格や支給額の水準などは、事業年度ごとに告知する旨記されている。

2) 仕組み

新たな「米所得補填直接支払制度」試案は、従来の水田農業直接支払いを固定型直接支払いとして、米所得補填直接支払制度を変動型直接支払いとして各々位置づけた上、両者をセットにして稻作農家の所得補償を行うという構想である。この仕組みからすれば、アメリカが耕種農業を対象に実施している FDP（直接固定支払い）と CCP（価格変動対応型支払い）を混用した直接支払制度に極めて類似した形となっている。

(i) 対象農家

対象農家は、登録を必要とするが、「固定型支払い」を受ける対象農地は、休耕地を含む「農地の形状と機能」を維持する地目上の水田であり、「変動型支払い」を受ける農地は、固定型支払いの支給条件に加えて、現在米を生産していることが条件となっている。

(ii) 目標価格および支払い水準の算定

農林部試案には、2005 年からの実施を想定した場合の目標価格の算定方式が次のように示されている。すなわち、2001～2003 年の平均產地米価（157,969 ウォン/80kg）+ 同期間における政府買上による直接所得効果（3,021 ウォン/80kg）+ 水田農業直接支払制度による所得効果（9,080 ウォン/80kg）= 170,070 ウォン/80kg である。なお、一度設定された目標価格は三年間に渡って固定するという。

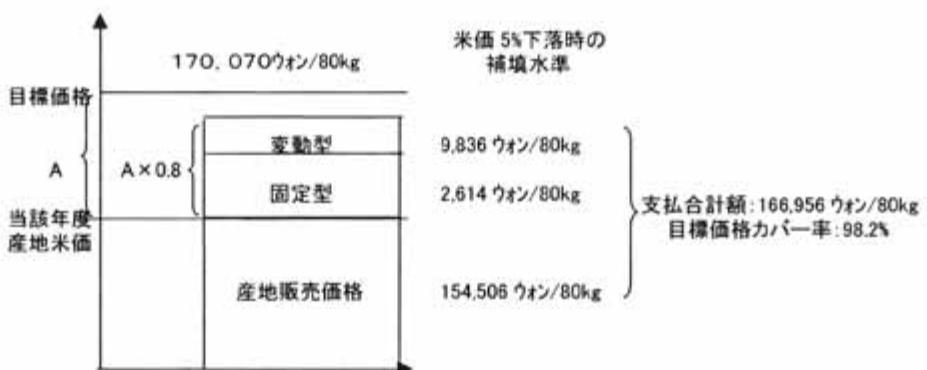
一方、補填額の水準は、当該年度の產地米価と目標価格の差額の 80% を予定している。固定型支払いについては、1ha 当たり 60 万ウォン程度を考えており、この固定型支払いを補填額から差し引いた残りが変動型支払いをもって補填される仕組みとなっている。

(iii) 支給による所得補填のイメージ

第 4 図は、米所得補填直接支払制度の具体的なイメージを示したものである。仮に、事業年度の產地米価が目標価格を 5% 下回った場合に、登録農家に支払われる支給額を一俵（80kg）当たりに換算して示したものである。なお、固定型直接支払いは、登録面積に応じて支払われるが、60 万ウォン/ha を 80kg 当たりに換算したものとなっている。このように、目標価格と当該年度產地米価との差額を 80%まで補填すれば、5%の価格下落に対して目標価格の 98.2%まで回復できることがわかる。

(iv) 支給方式

支給方式を面積に応じて行うのか、生産量または出荷量に応じて行うのかについては確かな記述が見当たらない。ただ、現行の水田農業直接支払制度が面積に応じて支給されていることや、生産量に応じた支払い方式は生産を刺激する懸念があるという指摘もあって、面積に応じた支払いとなる可能性が高いといえる。また、借地については、農地を実際に経営している借地人が支給を受けることになる旨記されている。



第4図 「米所得補填直接支払制度（改正案）」のイメージ

4. 米市場の動向とブランド米市場の実態

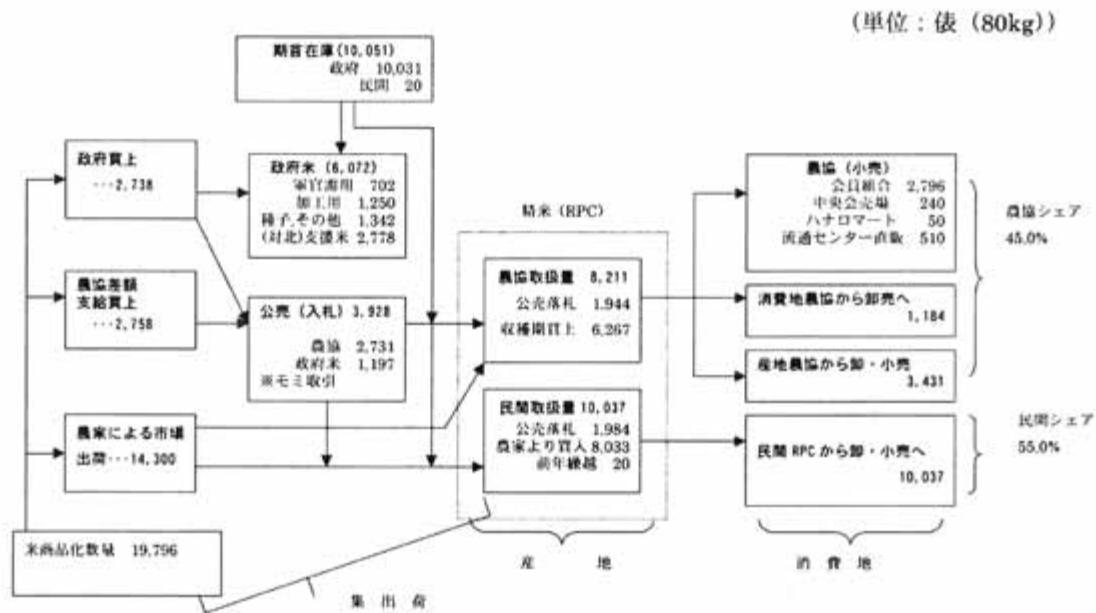
(1) 韓国における米の流通経路

韓国の米流通を集出荷段階、産地、消費地に区分して見ると第5図のような経路をたどり最終消費者へ行き渡ることになる。まず、米の出荷先は、政府（米）、農協、民間業者の三つである。なお、農協の買上方式には二つあって、一つは差額支給方式⁽⁹⁾であり、もう一つは農家からの直接購買である。また、政府米と農協集荷米は、モミ状態で入札にかけられるが、その入札には農協や民間業者が参加する。そして、農協にしろ、民間業者にしろ、入札参加者は、米穀綜合処理場（RPC）という精米施設がほとんどである。韓国米の流通において最も大きな特徴は、このRPCの存在である。

韓国では、産地を離れた米は、基本的に精米済みの白米で流通するために、精米施設を有しない卸または小売業者はモミ状態の米を買い取ることはできないからである。したがって、産地では、農協または民間の（小規模の精米所を含む）RPCを必ず一度通過することになる。

ところが、近年の米流通に見る最も大きな特徴は、各々のRPCがブランドをもち産地を統合した上、大型スーパー、量販店などの小売と直接取引きしているということである。とりわけ、農協は45%の米取扱数量シェアをもっており、農協自らが消費地に展開する小売店舗を通して直接消費者に農協米を届けていることは注目に値する。

(9) 農協が米の買入時に用いる差額支給制とは、政府米買上制度（約定買上制度）の下で、農協が政府米の集荷を行うさいに、米の収穫前にあらかじめ政府米出荷数量に応じて買上価格が支払われるものの、収穫後の政府米買上数量や買上価格が改めて決定されたあにつきに、農協が買上価格と差額に基づいて調整を図る仕組みである。



第5図 韓国における米の流通

資料:韓国農業協同組合中央会糧穀部「2003年産米の流通経路別推定量」。

(2) ブランド米市場形成の背景と経過

韓国においては、米に関する最小市場接近を受け入れた当初（1994年）から輸入米の拡大が予定されていた。この事態に対して農政が取りうる政策手段としては米価の引下げへの努力や構造調整による生産性向上が考えられる。しかしながら、WTO農業協定の履行期間においても、政府米買上制度が廃止されるどころか、政府米の価格を引上げてきた。しかも、零細高齢農家が堆積している構造に改善が見られないまま、稲作経営における生産性向上は期待しえない状況に追い込まれた。そこで、もう一つの政策手段として注目されたのが、品質や生産方法の差別による国内農産物の差別化であった。

韓国は、国内産農産物の市場差別化を図るに当たって、環境保全型農業への取組みや、国内農産物のブランド化を進めてきた。なお、その具体的な政策的取組みとして、「親環境農業育成法」、「商標および意匠登録の支援および勧奨」、「農産物認証制度の整備」が取り上げられる(第10表)。そのほかにも、「親環境農業直接支払制度」や「表示制度」なども関連施策として位置づけられる。

1) 親環境農業育成法

親環境農業育成法¹⁰⁾（1997年）は、環境保全型農業とりわけ有機農業の概念や栽培指針・基準、さらに環境保全型農業に取り組む生産者への支援に対する法的根拠を与えたものである。なお、同法は親環農産物の認証に必要な栽培および検査基準に準用されるほか、親

(10) 「親環境農業育成法」の詳細については、足立哉一郎「資料でたどる韓国の親環境農業政策—UR農業合意後の展開—」（農林水産政策研究所ディスカッションペーパー第1号）を参照されたい。

第10表 韓国における農産物認証制度の概要

		品質認証	新環境認証
根拠法律	○農産物品質管理法	○環境農業育成法	
対象	○告示品目(82)	○品目制限なし	
認証基準	○産地有名度など10項目	○「環境農業育成法」の規定による審査	
施行主体	○国立農産物品質管理院	○国立農産物品質管理院及び民間(第3者)機関	
主たる目的	○国内農産物品質向上	○安全性確保 ○環境保全	
特徴	○有名度、差別性、品質	○環境保全型農業への取組み度合	
表示 (マーク)	方法	○図形及び文字	○図形及び文字
	対象	○生鮮農産物のみ	○生鮮農産物のみ
チェック における 重要度	栽培方法	○	○
	安全性	○	○
	品質企画	○	△

資料：韓国国立農産物品質管理院のホームページ(<http://naqs.go.kr>)。

注：チェックにおける重要度 ○—非常に高い、○—高い、△—やや高い

環境農業直接支払制度においても同法律の規定によるところが多い。

同法の規定(第6条)によると5カ年計画の作成や実施が義務づけられている。この計画は、関連予算の編成・執行により環境保全型農業に取り組んでいる生産者に様々な支援を行うことが主たる内容となっている。

2) 商標および意匠登録の勧奨

ブランド化においては、消費者に印象づける独自の商品名やデザインは欠かせないものである。そして、産地や商品の特徴を生かした商品のネーミングやデザインづくりを促すほか、当該商品名やデザインが他の生産者または産地に重複または盗用されないように、商標および意匠登録を積極的に勧奨してきた。なお、各農協または生産者組織に対しては、以下のように、商標や意匠の開発に必要な資金の一部を支援している⁽¹¹⁾。

一地域特化事業：市・郡単位共同ブランド開発支援。出荷ロット確保のための市・郡単位の共同ブランドの統合開発誘導およびブランド開発費支援(一カ所当たり2億ウォン限度)

一農協共同ブランド開発支援：生産者組織を束ねて共同ブランド開発を支援。産業デザイン振興院のブランドおよび包装デザイン開発支援事業と連携(一カ所当たり3千万

(11) ブランド化への誘導のために、産地を対象に行われている各種の支援策について、より詳しくは、韓国農產物流公社ホームページの「ブランド展示館」の「ブランドの現況および政策」というサイト(<http://www.at.or.kr/>)を参照されたい。

ウォン限度)

- 農産物規格出荷事業：産地におけるブランド商品の規格包装による出荷を支援。標準規格づくり（142品目、689規格）、規格に沿った出荷を行う生産者組織に対して資金（包装材料費など）支援
- 産地流通施設拡充によるブランド農産物出荷体系構築：産地流通センター設立支援、加盟店設置支援など
- 農産物ブランド化のための関心誘導および広報活動

3) 農産物認証制度の整備

ブランド化は、商品名やデザインだけでは足らず、消費者に対する信頼度を高めることが大事である。そこで、政府が自ら認証機関となり、二つの認証制度を立ち上げた。「農産物品質認証」と「親環境農産物認証」がそれである。「品質認証」とは、味や品質の優れている農産物、または栽培方法に特徴のある農産物に与えられる認証である。認証手続きは、生産者の申請を受けた農産物品質管理院が、所定の審査を行うことになる。審査は、栽培（または飼育）条件（土壌、水質、抗生剤投入如何など）、産地の有名度、生産者の経営能力や栽培技術、生産資材や施設などを対象にして行われる。なお、申請時には、一件当たり3万ウォンの手数料が必要となる。

親環境認証とは、科学肥料や農薬を使用しないか、もしくは慣行栽培より少なく使用して生産した農産物に与えられる認証である。認証の種類は、有機農産物、転換期有機農産物、無農薬農産物、低農薬農産物の四つのカテゴリに区分される。認証を受けるに当たっては審査が必要となるが、親環境農業育成法の規定により各々の認証種類ごとにあらかじめ用意された残留農薬の基準、土壌成分基準、用水検査基準、種子検査基準等々の検査基準を適用して行われる。

（3）登録主体別・地域別のブランド米の実態と価格

1) ブランド米の実態

韓国には、現在（2004年8月現在）、5,000余りのブランドが国立農産物品質管理院のホームページに掲載されている。以下には、このうち、うるち米のみについて詳細を示した。

（i）ブランドの使用者

まず、ブランドとして扱われている米は、1,036個であった。これらブランドの使用者とともに商標登録有無別、認証有無別を確認してみたのが第11表である。ブランド米におけるブランド使用者は、圧倒的に農協が多く、ブランド合計の64%において農協が登録者となっている。なお、ブランド使用者としての農協RPCの存在が薄いが、ほとんどの農協RPCは農協の下部組織となっているために、「農協」というカテゴリに含まれている。その次に多いのが個人の名前が登録者となっている場合で全体の1割弱となっているが、この個人使用者の中には、生産者組織も含まれていると考えられるので注意が必要である。

第11表 ブランド米における商標登録・認証受けの状況

(単位: ブランド、%)

	商標登録なし			商標登録あり			計	総計
	品質 認証 なし	品質 認証 あり	計	品質 認証 なし	品質 認証 あり	計		
個人	71	13	84	9	3	12	96	9.3
普及センター	1	0	1	0	0	0	1	0.1
農業会社法人	14	0	14	3	2	5	19	1.8
農協	361	95	456	122	85	207	663	64.0
農協RPC	11	1	12	1	0	1	13	1.3
農協連合	0	1	1	0	0	0	1	0.1
米穀商	18	0	18	6	1	7	25	2.4
民間RPC	55	6	61	9	2	11	72	6.9
产地連合	5	1	6	2	3	5	11	1.1
生産者組織	9	5	14	3	1	4	18	1.7
連合RPC	3	0	3	0	1	1	4	0.4
営農組合法人	22	6	28	9	0	9	37	3.6
自治体	8	1	9	2	0	2	11	1.1
精米所	60	1	61	4	0	4	65	6.3
総計	638	130	768	170	98	268	1036	100.0

資料: 韓国農産物品質管理院ホームページ(www.naqs.go.kr)に掲載されているリスト

の個票を再集計したものである。なお、うるち米のみを対象としている。

なお、民間 RPC のうちブランド米を出荷しているのは、全体の 7%程度であるが、民間 RPC が 128 力所あることを考慮すれば、民間 RPC のうち、56.3%がブランド米を出荷することになる。一方、登録者が「○○精米所」とともに企業名が記されている場合は、別途（精米所、米穀商）カウントしているものの、内容次第では民間 RPC の範疇に含まれるので、非農協系の精米施設が占めるブランド使用者の割合は約 13%程度であると見て差し支えないであろう。

一方、農協や精米施設がブランド使用者となっているケースに比べて、その数は少ないものの「自治体」、「営農組合法人」、「農業会社法人」など多様なブランド使用者がいることが注目される。

(ii) 商標登録および認証有無

一方、ブランドといえども、必ずしも商標登録を済ませていないものや品質認証を受けていないものが多いことが第11表からわかる。農産物品質管理院のブランド農産物に登載されているブランド米の 1,036 のうち、商標登録を済ませたのが 268 ブランド (26%) である。また、品質認証を受けたブランド米は全体の 22%であった。さらに、「品質認証」や「商標登録」の条件を同時に満たしているブランドは 98 ブランド(9.5%)しかなかった。

(iii) 親環境認証米

親環境認証米は、ブランド米として使用されてはいるものの、認証受け生産者のリストからは、ブランド名の確認ができない。そこで、親環境認証を受けた生産者または生産者団体の属性（第12表）とともに認証を受けた面積（第13表）から親環境認証米の実態を捉えてみた。

第12表 親環境認証米の使用者別・面積別の状況

	0.5ha 未満	0.5 ~ 1	1~ 3	3~ 5	5~ 10	10~ 20	20~ 30	30~ 50	50~ 100	100ha 以上	総計
営農組合法人			1	2	2	8	3	1	2	1	20
基盤公社									1		1
個人	65	114	150	30	14	2		1			376
生産者組織	4	5	50	76	107	78	36	16	4	9	385
農協	1	1	2	7	2	12	6	6	3	4	44
農協RPC				1				1	1		3
農業会社法人					2	1					3
総計	70	120	203	116	127	101	45	25	11	14	832

資料:第11表に同じ。

第13表 親環境認証米の認証種類別・計画数量別の状況

	3t 未満	3~ 10	10~ 20	20~ 30	30~50	50~ 100	100~ 300	300~ 500	500t以 上	総計
低農薬	6	17	34	27	29	31	20	7	3	174
転換期	12	26	11	10	15	17	14	2		107
無農薬	70	137	79	38	50	52	45	5	4	480
有機農	3	13	10	6	6	14	17	2		71
総計	91	193	134	81	100	114	96	16	7	832

資料:第11表に同じ。

親環境認証を受けた米の生産者や親環境認証米の特徴について、以下の三点にまとめた。第一に、生産者または複数の生産者からなる生産者組織が圧倒的に多いということである。これは、ブランド米や品質認証米については、農協が大きなシェアを占めていることとは対照的である。ただし、農協や営農組合法人がもっている認証件数は少ないものの、認証を受けている面積は、生産者または生産者組織のそれに比べて相対的に大きいことに注意が必要である。なお、第12表には示していないが、生産者組織として区分した組織名には「〇〇共同体」というのが数多く含まれていたことから、親環境認証米の一部は、不特定多数の消費者ではない特定の消費者（例えば、宗教団体、地域生協など）に供給されていることが推測できる。

第二に、認証を受けている個人または生産者組織の一件当たり登録面積や出荷（計画）数量が、比較的に小さいということである。個人の場合には、認証面積が1ha未満である件数が全体の47.6%を占めており、認証面積が10haを超える件数は4.3%に過ぎない。生産者組織については、認証面積が5haを超えている組織が全体の65%と、個人農家に比べて相対的に認証規模が大きくなっているものの、市場出荷を考慮すれば、充分な出荷ロットではないことに変わりはないといえよう。

第三に、親環境認証米の多くは無農薬米としての認証を受けており、有機認証米は相対的に少ないとすることである。無農薬米の認証件数は、親環境米の認証件数の57.7%を占め最も多く、その次に、低農薬米の認証件数の占める割合が21%となっている。

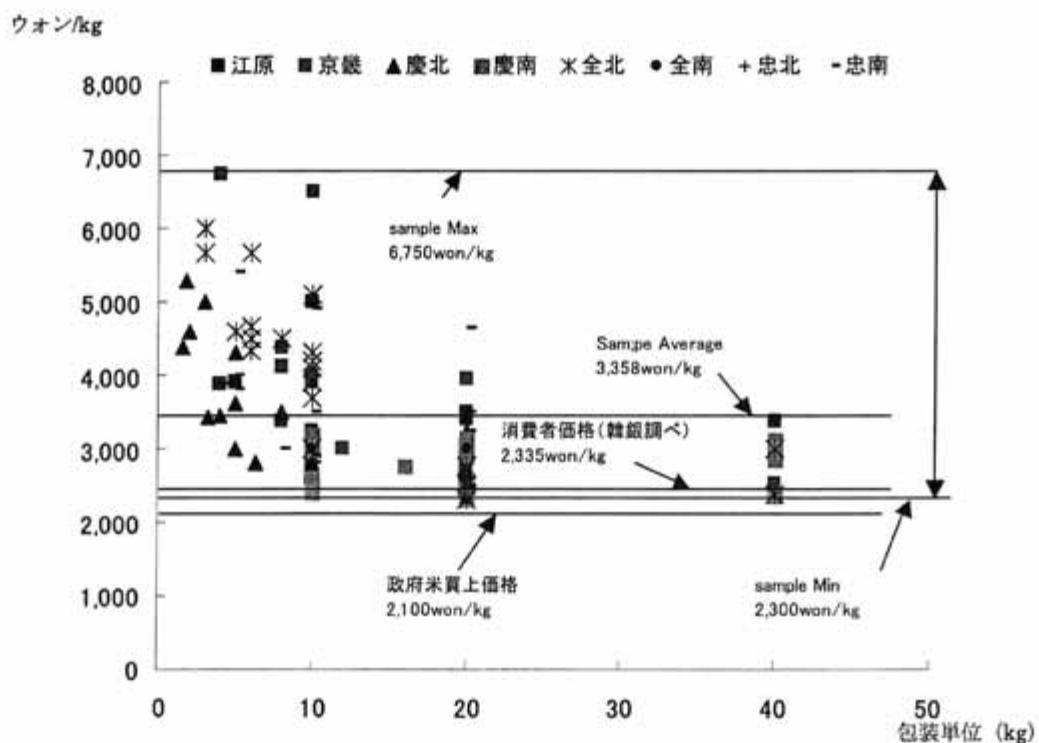
2) ブランド米の価格

(i) 価格幅

ブランド米といつても、政府米価格を下回る安い米と、平均小売価格の何倍もする高い米がある。今回サンプル⁽¹²⁾として使用した159個のブランドの平均価格は3,358ウォン/kgであり、高い米は6,750ウォン/kgであった。これに対して、最も値段の安い米は2,300ウォン/kgであり、最高値と最低値の差は4,450ウォン/kgであった。ブランドという語が高級なイメージとは裏腹に、多様な価格帯の米がブランド米として販売されている実態がわかる。

(ii) 産地別

米の産地を道別に見た場合に、比較的京畿道の米が平均的にやや高めの値段がついていることがわかる。また、慶南道の米もどちらかといえば相対的に安い値段で販売されているといえよう。とはいえ、いずれの産地についても、当該商品の産地とりわけ郡、面単位まで産地の範囲を狭めると、同じ道内にしても価格のばらつきは激しい（第6図）。



第6図 ブランド米の価格（産地別価格）

資料：韓国農林水産情報センターのホームページ（www.affis.or.kr）に掲載されている産地（道別）のブランド米紹介コーナーの個票をリストアップした上、集計したものである。なお、量販店の米販売価格は、店頭調査によって確認したものである。いずれも2004年8月現在価格。

注：政府買上価格および消費者価格については、韓国農林部「糧政資料」による。

(12)ここに使用する159個のブランド米は全て国立農畜物品質管理院のブランド農産物に登録されているものである。

(iii) 包装単位別

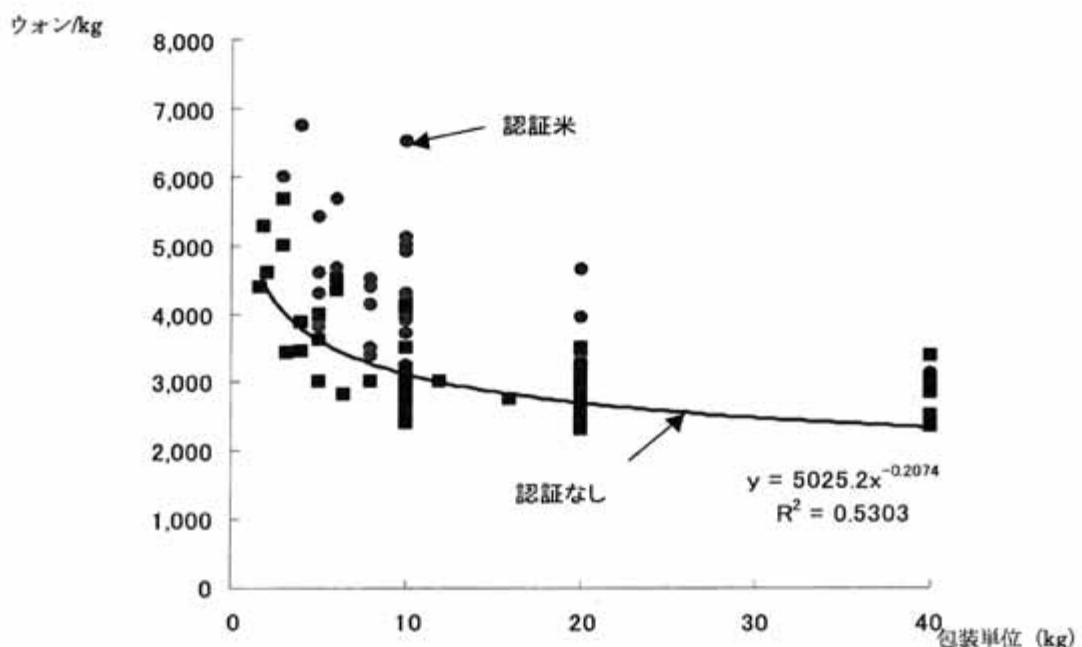
また、包装単位によって価格が大きく異なる。ブランド米の一つの特徴は、5kg以下の小包装米を商品として出荷しているケースが目立っているということである。韓国の米市場においては、家庭用に購入される米の多くは10kg～20kg包装米が主流をなしている。

ところが、今回調査した量販店やネット上に陳列されている米の多くは、5kg以下の包装米が大部分であった。

今回の調査によって得られたサンプルに対して回帰式を用いると、包装単位が1kg少なくなることによって、1kg当たりの価格が高くなることが分かった(第7図)。なかんずく、10kg未満の包装米(3,693ウォン/kg)は10kg以上の包装米(2646ウォン/kg)に比べて、サンプルの平均価格に1,047ウォン/kgの格差があった。

(iv) 認証有無

サンプルを「認証米」と「認証なし米」に区分して価格差を確認してみた。まず、認証米は10kg以上包装米として販売される商品の数が、認証なし米に比べて著しく少ないことが目に付く。また、認証米の価格は総じて認証なし米より1kg当たりの単価が高いことが見て取れる。



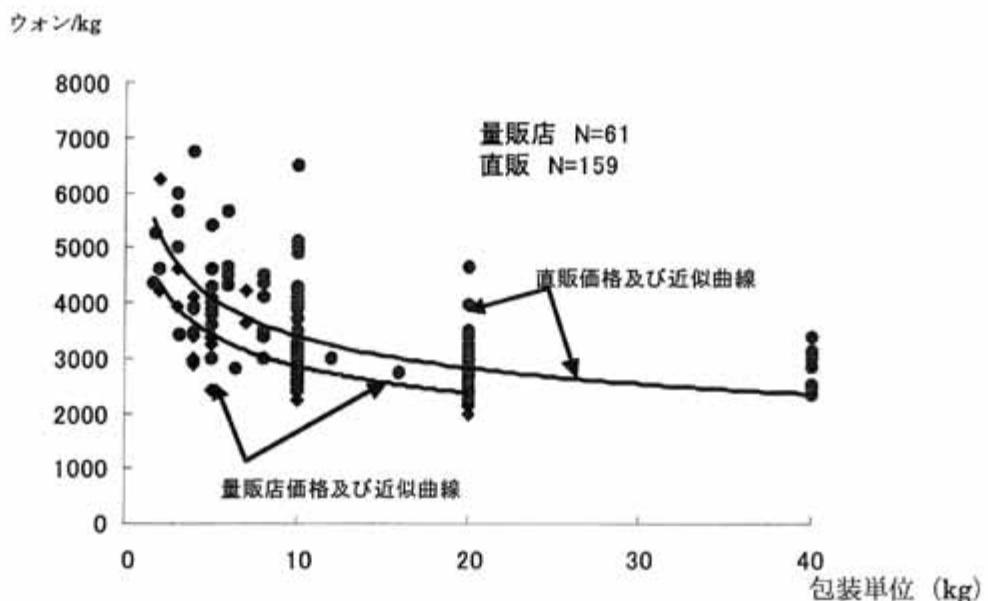
第7図 韓国におけるブランド米価格（認証・認証なし）

資料:第6図に同じ。

(v) 販売方法別

前述のとおり、サンプルの中には、量販店の店頭商品やインターネットで販売されている米が混ざっている。これを、販売場所すなわち消費者の購入場所による価格差を検証すべく、第8図にその格差を示してみた。量販店で販売されている米の価格がネット販売用の米に比べて、著しく安くになっていることが見て取れる。その格差を各々の回帰式より確認すると、包装単位を問わず、1kg当たり約700ウォン/kgの格差がついていることがわかる。

一方、この第8図に示した量販店で販売しているサンプルの61商品のうち、ブランド米として登録されている商品(10商品)や、認証米(14商品)の数は、一部に限られることがわかる。したがって、第8図に現れる量販店と直販の米消費価格差を、そのままブランド米と一般米商品との価格差にして読み替えることができる。また、第8図からは、量販店や大型スーパーマーケットにおける米商品の品揃えに対する考え方が窺われる。すなわち、不特定多数の消費者が米を購入する場所としての量販店やスーパーマーケットにおいて、ブランド米の存在は、品揃えの一角をなしているということである。また、米の品揃えに関していえば、三つの売場の陳列商品に同一商品が見当たらなかったことから、価格帯、産地、ブランドの選択については、各々の量販店が他店を意識した戦略的な取組みをしていることが見て取れる(第14表)。



第8図 韓国におけるブランド米の価格(直販と量販店販売)

資料: 直販のブランド米については第6図に同じ。量販店の米商品価格については、三つの量販店に陳列している米商品(61品)の店頭価格である。

(4) 韓国におけるブランド米の特徴

1) 産地マーケティングの可能性

目下、韓国で展開しているブランド米市場の最たる特徴は、ブランドの使用者が大型精米所 (RPC) であることである。この RPC は、一つの郡に複数存在している。このことは、米の産地マーケティングが極めて狭い範囲を単位として行われていることを意味する。そして、米の産地マーケティングの実態を見ると、RPC が産地の生産者から米を買入れた後、精米が済んだ米を直接小売業者との取引によって販売している。しかも、RPC の中には、消費者にアピールしうる差別化商品づくりのために、産地の生産者との間に契約栽培を行っているケースが少なくない。また、出荷米の知名度を上げるべく、独特なブランド名や包装デザインの開発、RPC のロゴづくりに積極的に取り組んでいる RPC も多い。こうした状況の下で、消費者に対するブランド力が發揮されれば、当該産地の有する立地条件、古いイメージなどの外部環境に縛られることなく、積極的な産地マーケティングによる高い付加価値が確保できることはいうまでもない。

2) ネーミング

第 14 表には、量販店から採集したサンプル米の名前を全て記した。これらの商品名に用いられる語には、産地に関わるものとして「地名そのもの」、「当該地域に纏わる伝説や歴史・文化を象徴するもの」、「有名人の名前」、「交通立地的な特徴」などがあり、そのほかには「品種名」、「栽培方法の特徴を示す語：アイガモ米、タニシ米など」、「消費者の感性を觸る特定語（愛、故郷、統一、水車など）」なども使われている。なお、これらのカテゴリが複合的に商品名に登場するケースもあった。このように、米の商品名が単調とりわけ地名や品種名などに限られるのではなく、多種多様な言葉が使われていることも、大きな特徴といえる。

3) 包装デザイン

まず包装紙であるが、ポリビニルが使われている包装米は皆無であったのが特徴である。全ての包装米は、紙袋によって包装されており、一部の米は韓紙（=和紙）と呼ばれる高級な包装紙が使われているケースもあった。

包装デザインは、多種多様でこれといったトレンドが掴めないものの、商品名に関連付けられたものが主流をなしているといえよう。なお、包装紙のデザインに関しては、複数のマークが付されている。調査先に確認した米商品に付着されているマークを網羅すると、「品質認証マーク」、「親環境認証マーク」、「自治体認証マーク」、「米穀綜合処理場マーク」、「販売元のロゴマーク」である。

4) ブランド米の価格

まずブランド米の価格については、非常に広い価格帯に分布していることが最も大きな特徴である。ただし、国立農産物品質管理院にブランド米として登録されている米につい

ては、その他の米に比べて一定の価格差が確認される。ところが、この価格差がブランドとして消費者に与える力によって形成されているものか否かは定かではない。どちらかといえば、ブランド米として存在するために必要な追加的投資、例えば、包装デザイン開発費、ネーミング開発費、その他精米過程における精選費用など、によって上昇したコストが価格に転化されていることも考えられる。

5) ブランド米の出荷数量と販売チャネル

ブランド米の流通に注目して見ると、ブランドの使用者によって出荷数量の格差が大きく、その出荷数量の規模によって販売方法が規定されていることが考えられる。今回の米商品のサンプル採集は、インターネットを通じた直販を主要な販売チャネルとするブランド米商品と、不特定多数の消費者が通う大型量販店の米商品をもって行われた。インターネット直販を販売チャネルとする米商品は、量販店の米商品に比べて、一つに、生産量が少なく、二つに、単価が相対的に高いものが中心であり、三つに、その生産者も農協や民間 RPC より、生産者組織がブランドの使用者であるケースが多かった。これに対して、量販店の店頭に陳列されているブランド米については、一つに、農協や大手の RPC がブランド使用者であり、二つに、出荷数量も比較的に大きく、インターネット直販の米商品に比べて、三つに、単価も比較的安かった。

5. 稲作の今後の展望と課題

(1) 韓国の農業が抱えるジレンマと今後の課題

韓国の稲作構造を改めて整理すると、一つに、稲作農家の多くを高齢専業が占めている中で、農業所得への依存度が極めて高い。それゆえ、二つに、生計維持を目的とする零細農家が脱農という選択肢を選びにくい構造となっている。さらに、こうした構造は貸貸借を中心とする農地の流動化が著しく進んではいるものの、三つに、所有面積だけでは生計維持が困難な多くの農家が、借地面積を分かち合っている。こうした事情により、四つに、借地が特定の大規模経営に集積されにくい。しかも、五つに、借地に対する需要が大きいだけ、高い地代が形成されており、これが規模の経済の発現の妨げとなり、稲作における構造調整を遅らせている、ということになろう。

このような状況を勘案すると、米の価格政策を放棄することや、大規模経営へ経営資源を集中させるような選別政策の実施が、いかに難しいかが分かる。つまり、米価の下落幅次第では、稲作農家のほとんどが生産費さえ回収できない事態に陥ってしまうほか、政策手段を動員してまで生計目的の零細農家を駆逐することは社会的な非難を避けられないからである。

しかしながら、こうしたジレンマがあることは否めないとはいえる。今後、農政の重要な政策手段として七つの直接支払制度をより拡大していくと宣言しつつも、国内農産物の価格引下げへの意志を全く示していないことは大きな問題として指摘せざるをえない。韓国

もいざれは WTO 農業交渉の中で、この点を厳しく追及されることは必至である。とりわけ、OECD が加盟国の農政改革の指標として用いている PSE が提供されれば、これまでの韓国の農政改革は非難を逃れないであろう⁽¹³⁾。今後に残される大きな課題である。

したがって、韓国の農政が直接支払制度の導入以上に力を注いでいるのが、農村地域に農業以外の生計手段を提供するための諸施策である。それらの施策には、地域開発とりわけグリーン・ツーリズムの活性化などによる農外所得源の開発・拡充、農業関連産業を中心とする兼業機会の確保が積極的に図られていることが注目される⁽¹⁴⁾。また、近いうちに農地制度の改正も予定している。その内容は、これまで維持してきた農地所有資格（耕者有田）をなくし、農業振興地域内の全ての農地を「(仮称) 農地管理機構」の統制下に置くほか、「(仮称) 農地銀行」が担い手たる大規模農家に農地が集積できるよう調整を図るという方向で検討が進んでいる。さらなる農産物市場開放や国内農産物価格の下落が見込まれる中、今後における高齢専業農家のリタイアや零細農家の農業放棄に備えた施策として注目に値する。こうした新しい施策が実効あるものか否かを確認するためにはまだしばらくの時間有待たなければならない。

（2）直接支払制度の導入に見る積極さ

韓国には、「直接支払制度」と名づけた制度が七つもあり、これらの制度は、させまつた国内補助のさらなる削減圧力に備えて、許容補助として活用しようと準備してきたものである。各々の制度が有する仕組みや期待効果からは、一つに、「親環境農業直接支払制度」は、「親環境農業育成法（1997年）」の制定や「親環境認証制度（1998年）」に端を発する環境保全型農業の推進政策に弾みをつける形となっており、環境保全型農業のさらなる拡大が期待されていること。二つに、「水田農業直接支払制度」は、制度上には、水田の有する多面的機能の維持という目的を達前に、環境関連直接支払制度であることを主張しつつも、事实上は水田の83%を対象に半ば「バラマキ」の所得補償になっていること。三つに、インセンティブ型支払い方式が水田農業直接支払制度に用いられていること。四つに、条件不利地域直接支払制度、親環境畜産直接支払制度は、当該制度の定着可能性や制度の修正点を探るために、パイロット事業として行われていること。といった四つは、韓国の直接支払制度の導入と実施経過において興味深い点である。

ところが、これほど多様な直接支払制度が実施されているものの、水田農業直接支払制

(13) OECD が集計した 2002 年度の PSE(生産者保護相当額)は韓国 (66%PSE) が日本 (59%PSE) より高い。また、名目生産者保護率も韓国 (2.8%) が日本 (2.34%) より高く示された。なお、この生産者保護のほとんどは米に向けられている。OECD (2003) "Agricultural Policies in OECD".

(14) 韓国の地域開発は、少数の地域とりわけ臨海地域に工場を誘致する、いわゆる拠点開発方式の工業開発をもって行われてきた。そこで、農村地域には兼就業の機会がほとんどないために、多くの農村住民の離農を促す要因として働いた。本稿では詳しく触れることはなかったが、この点に関しては、加藤氏の研究成果を参照されたい。加藤光一 (1998)『韓国経済発展と小農の位相』日本経済評論社。

度を除けばその予算規模や実績はまだ微々たるものである。さらに、米所得補填直接支払制度における登録農家数の少なさ⁽¹⁵⁾から見ても、その実効性が疑われる。ただ、「農業・農村総合対策」が示す直接支払制度の拡充計画がそのとおりに実現できれば、韓国における直接支払制度は重要な農業政策の手段として機能することになる。

(3) 米所得補填直接支払制度の問題

一般に、直接支払制度の実施は、政府による価格政策の放棄または縮小に伴う農産物価格の下落がもたらす生産者の所得減少を直接補償するところに意味がある。また、直接支払制度が政策手段としても最大のメリットの一つに、支給対象を特定して行うことができるため、制度の仕組み如何によっては農業構造調整にも一定の効果が期待できることがあげられている⁽¹⁶⁾。こうした直接支払制度がもつ実施意義を韓国の米関連直接支払制度に照らしてみると、幾つかの問題が浮き彫りになる。

まず、一つ目は、韓国においては、国内米価の下落を最小限に留める手立てを用意した上で、直接支払制度を実施しているということである。韓国は、米市場開放に関する再交渉に当たって、輸入数量が把握できるほか、輸入数量の一部に対する政府管理が可能なMMAの方が、WTO農業協定の履行期間においても高く維持してきた国内米価の急速な下落を未然に防止しうるという意味で魅力的な選択肢であった。なお、生産調整の実施についても国内の需給バランスを保つことにより、米価の下落を最小限に食い止めることが事業の意図といえる。今回、韓国が新たに打ち出した「米所得補填直接支払制度」は、このような安全装置の上に設計されたといってよかろう。

二つ目は、一連の農政改革の中には、消費者に対する配慮が見当たらないということである。米に関しては、上述のように価格政策の放棄に根強い抵抗を示している中で、今後においても米価の大幅な下落は予想し難い。問題は、こうした内外価格差の大きい米を購入している消費者が、この事実をどのように受け止めるかであろう。さらに、韓国が環境関連の直接支払制度として活用している「親環境農業直接支払制度」についても、消費者に安全な農産物を提供するという意図より、有機農産物による市場差別化という狙いが窺われる一面がある。いずれにせよ、韓国が打ち出した諸施策のほとんどは、消費者が高い農産物価格を支払うことを躊躇わぬ場合のみ成り立つといつても過言ではない。にもかかわらず、消費者の合意がどのように得られているかを確認できる余地がないのは大きな問題である。

三つ目は、新たな「米所得補填直接支払制度」には、構造調整に関連づけた発想が見当たらないということである。直接支払制度がもたらしうる構造調整の効果とは、経営面積が一定規模以上の農家のみを支給の対象にした場合に、本来所得になるはずの支給額が零

(15) 2003年現在の現行「米所得補填直接支払制度」の補償プログラムへの加入農家割合は、17.4%である。

(16) これについては、山下一仁『国民と消費者重視の農政改革』東洋経済新報社、285～326項参照。

細農家を駆逐しうる力（例えば地代負担力）となって現れるということである⁽¹⁷⁾。韓国は、日本と違って、賃貸借を中心とした農地の流動化が激しく進んでいる。ところが、依然として零細農家が厚い層をなしている構造となっており、大規模経営の存在は極めて薄い。こうした状況の下で、直接支払いの支給対象を一定規模以上の大規模経営に絞れば、また支給額が地代負担力として現れたら、期待できる構造調整の効果は大きい。とはいっても、韓国農政は以下のような構造調整にメスを加えられないジレンマを抱えており、直接支払制度の活用だけでは解決しえない大きな課題が立ちはだかっている。

（4）ブランド米市場が抱える問題

1) ブランドの乱立

韓国におけるブランド米市場が抱える最も大きな問題は、ブランド米と称される米商品があまりにも多いということである。この点は、上述した産地マーケティングの可能性が広がっていることの対極に存在する問題である。目下、韓国の米市場は、米商品の「戦国時代」ともいいくらい、1,000種類を超えるブランド米が市場に流通されている。このように大量のブランドが作り出されている背景には、生産者はブランド商品を、どちらかといえば、独自の商品名と包装デザイン、または販売元のロゴであるという認識をしている実態がある。

こうしたブランドの乱立は、農政によって助長された側面があるが、いずれの産地においてもブランドをもつように資金支援や広報活動を行ってきたことはすでに述べたとおりである。

2) 品質管理の不徹底やモラルハザードの発生

ブランド米の流通実態をめぐって、大きな問題として指摘されているのが、ブランド米の品質管理の不徹底さである。これは、米生産段階と加工段階を分けて考える必要があるが、主として、米の収穫後の貯蔵や精選過程に起きる問題が指摘されている。モミ状態の米を乾燥センターに持ち込むが、その際に、米選機による商品化率を測らずに入荷するRPCがほとんどであるために、商品価値のない米が多く発生するほか、精選過程においても、充分な工程を設けず、包装まで処理されるケースが多いというのが、品質の低下につながっているという指摘が目立つ⁽¹⁸⁾。さらに、RPCの米集荷範囲が益々広がることにより、当初の貯蔵施設規模では貯蔵しきれない一部のモミを野積みするほか、ビニールカバーだけで対応しているRPCも少なくない。なお、貯蔵に関しては、必ずしも圃場や品種別の貯

(17) 経済同友会の提言には、このような直接支払い制度の構造調整効果が主張されている。社団法人経済同友会

(2004.12)「農業経営体への直接支払い制度の活用—産業としての経営力強化を目指して」。

(18) この点に関しては、韓国農民新聞主催「消費地市場変化と高品質米生産のための技術戦略セミナー報告資料」所収論文を参照されたい。また、RPCのポストハーベスト過程における精選工程の不実さについては、韓国農村経済研究院（2001）『米穀総合処理場経営改善および中長期発展モデル開発』C2001-28 を参照されたい。

藏が行われておらず、最終商品の品質をコンスタントに維持することが難しい。特に、包装米の中には、着色米、碎米などが含まれているケースもあって、食味そのものから測られる品質を論じる以前に、生産・加工プロセスに起きている品質管理の不徹底さが問題となっている。

このような、米の生産および加工過程における品質管理の問題は、出荷業者としてのRPC側が働くモラルハザードによって、ブランド米の信頼度を下げている。つまり、品質管理から見て、高い品質のブランド米としての内実を整えていない米であるにも関わらず、高い価格を付したり、虚位の事実を表示したりするような出荷業者の行動が蔓延しているために、ブランド米に対する消費者の不評を引き起こしている⁽¹⁹⁾。

3) 販路開拓の困難

ブランド米の出荷をめぐっては、量販店や大型スーパーマーケットが主導する取引が定着しつつあることも大きな問題として指摘せざるをえない。韓国は、RPCの設立に当たって、補助金を与えるほか、ブランド確立に多大な支援を行っている。そして、RPCに与えられた役割は、産地生産者の組織化を通じて、高品質の米を生産・加工するとともに、独自のブランドを形成し産地マーケティングを有利に展開することであった。しかしながら、そのRPCの取引相手すなわち小売店とりわけ量販店や大型スーパーにしてみれば、ブランド米は当該店舗の米売場に揃える米商品の一部に過ぎないことや、市中に流通しているブランド米の品質が必ずしも保証されていない状況の下で、発注先の選択に慎重にならざるをえない。こうした事情とは裏腹に、ブランド米の出荷元は、(ブランド使用者の数だけ出荷元があるとすれば) 1,000 力所以上あり、各々のブランド米の納品をめぐっては、当然ながら熾烈な競争が生じることになる。そうした競争が続く中で、いずれは販路確保に困難をうたうブランド米が続出することが容易に考えられる。そして、近い将来には、戦国時代を髣髴させるブランド米市場も、ブランド力を発揮しえない多くの米商品が淘汰されていき、有名産地の品質の高い米として消費者に認知される一部のブランドのみが生き残ってしまうことも予想できよう。

6. おわりに

韓国は、高い米価や進まぬ構造調整という事情を抱えたまま、輸入米数量の拡大が確実となった。こうした事態に対応した農政の米対策は、輸入米の増加が引き起こす米価の下落に対して、直接支払制度による所得補償という対策を講じた上で、国内産米の防御策と

(19) 例えば、「消費者市民の集い」の調査結果(2003年1月18日)によると、全国6,667力所の店舗で販売されている4,289個の包装米のうち、15.8%が何らかの義務規定を守っていない。また、同調査によると、包装米の等級においても、ほとんどが最上位と表示されており、これに対する消費者団体の不信感が強まったという。特に、生産者が恣意的に行っている等級判定および表示について、消費者団体からの疑問が示された。

して国内産米の差別化を図ろうとするものであった。そして、国産米の差別化を実現する一つの手段として、ブランド米市場の形成を助長した上、产地の農協やRPCを中心にブランド米づくりを誘導している。こうした政策的努力の結果、ブランド米の数は1,000個を超えるほど増えたことは上述のとおりである。それによって、产地が抱える外部条件によってあらかじめ優劣が決まってしまう従来の米市場とは違った、独自の商品名や包装デザインをもつて产地主導のマーケティングにすることが可能なブランド米市場が形成されつつあることは評価に値するといえよう。

しかしながら、直接支払制度にしろ、高品質のブランド米づくりにしろ、必ずしも、韓国の稲作経営や米市場の大きな変革を促す刺激にはなっていない。上述のような、米所得補填直接支払制度への加入農家の少なさや、ブランド米に対する消費者の不信感などは、それを端的に示している。

結局、繰り返し指摘しているように、韓国の稲作や米市場が抱えている最大の問題は、WTO農業協定履行期間においても、米価引下げへの努力を怠った米価政策にある。現在のまま米価が推移すれば、高い地代、ましてや高い農作業委託料金を支払っても高い米価が一定の稲作所得を保証している構図に変化は生じない。政府の所得補償プログラムに加入しなくとも、米の品質向上のための特別な努力をしなくても、生産費が補償される稲作所得が得られるしたら、政府が用意した新たな米対策の効果は現れ難い。

ところが、政府米買上制度が廃止され、MMA輸入米のSBS方式（売買同時入札方式）による市販が予定されている。それによって、韓国の米市場にどれほどの市場メカニズムが働くかは、まだ未知の世界だが、少なくとも米価の下落現象は起きるであろう。経営規模階層間の生産費格差がほとんど見られない韓国の稲作構造を前提とすれば、今後の米価の下げ幅次第では、稲作農家の全経営規模階層において、稲作生産費が回収できなくなる事態も想定できる。そういう事態を避けるためには、より実効性のある構造改善政策の推進が切実に求められている。

〔参考文献〕

- 〔1〕CALEB（2003）『営農規模化事業評価及び発展方向』。
- 〔2〕韓国農村経済研究院（2001）『米穀総合処理場経営改善及び中長期発展モデル開発』C2001-28。
- 〔3〕韓国農村経済研究院（2002）『米産業発展のための中長期対策細部施行方案』。
- 〔4〕韓国農村経済研究院（2004）『中長期直接支払制拡充方案研究』C2004-6。
- 〔5〕金柄鐸（2004）『韓国の米政策』、ハンウルアカデミ。
- 〔6〕深川博史（2002）『市場開放下の韓国農業』、九州大学出版会。
- 〔7〕冬木勝仁（2003）『グローバリゼーション下のコメ・ビジネス一流通の再編方向を探る』、日本経済評論社。